

議案第 8 号

大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例の制定について
大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 2 月 4 日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市デジタル博物館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、大網白里市デジタル博物館（以下「デジタル博物館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び設置)

第 2 条 市は、市の歴史、芸術、民俗、産業、自然等に関する資料を収集し、保管し、並びに公開し、及び展示して一般公衆の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とし、デジタル博物館を設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 デジタル博物館の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
大網白里市デジタル博物館	大網白里市大網 1 1 5 番地 2

2 デジタル博物館に附属施設を設置し、当該施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
資料収蔵庫	大網白里市金谷郷 1, 3 5 6 番地 2

(管理)

第 4 条 デジタル博物館の管理は、大網白里市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

(事業)

第 5 条 デジタル博物館は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市の歴史、芸術、民俗、産業、自然等に関する実物、標本、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等及びこれらに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、規則で定めるものを含む。以下同じ。）の資料（以下「資料」という。）を収集し、保管し、並びに公開し、及び展示すること。
- (2) 資料に関する調査研究を行うこと。
- (3) 資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (4) 資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること。
- (5) 資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。
- (6) 他の博物館、美術館、文書館、デジタルアーカイブ機関、学校その他学術又は文化に関する施設との相互協力に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、デジタル博物館の設置の目的を達成するために必要な事業
（公開方法等）

第6条 デジタル博物館は、資料（電磁的記録に限る。）の公開をインターネット上で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めたときは、インターネット以外の方法により、資料を展示することができる。

（職員）

第7条 デジタル博物館には、規則で定める必要な職員を置く。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、デジタル博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。